

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	障がい福祉課

- 1 審査基準は、身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び盛岡市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第43号）に定めるもののほか、盛岡市身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領（平成20年3月31日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、101日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。